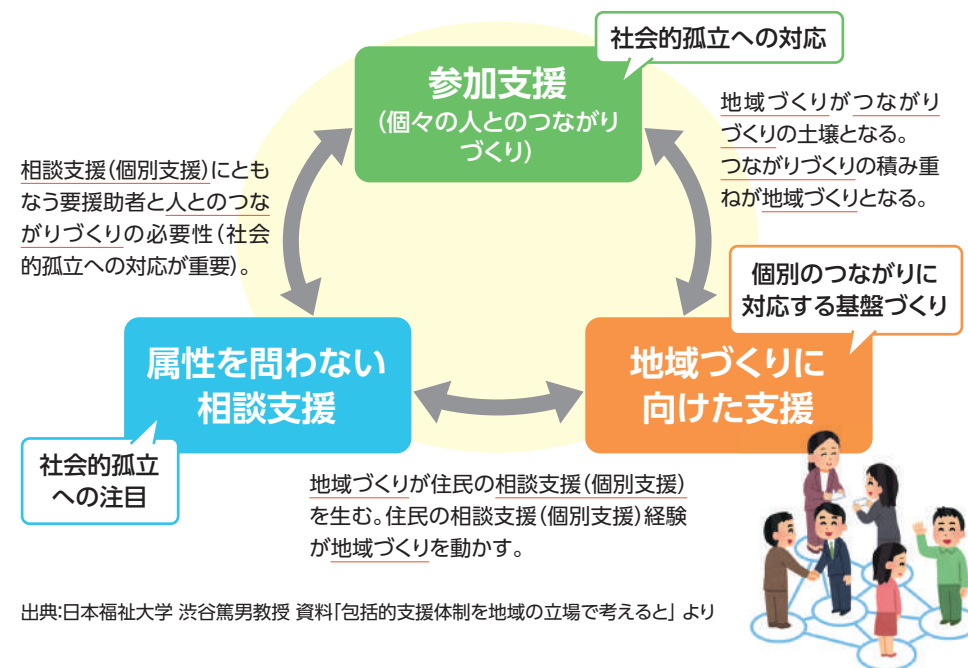


地域と実践の視点で見る包括的支援体制のサイクル

【相談支援～参加支援～地域づくりのサイクル】

社会福祉法の包括的支援体制整備の手法として重層的支援体制整備事業が実施されています。大田区社協は、その柱である「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援が途切れないよう接着剤となり、リング状に発展するようネットワーク化していく役割があります。



計画策定にあたり取り組むべき課題

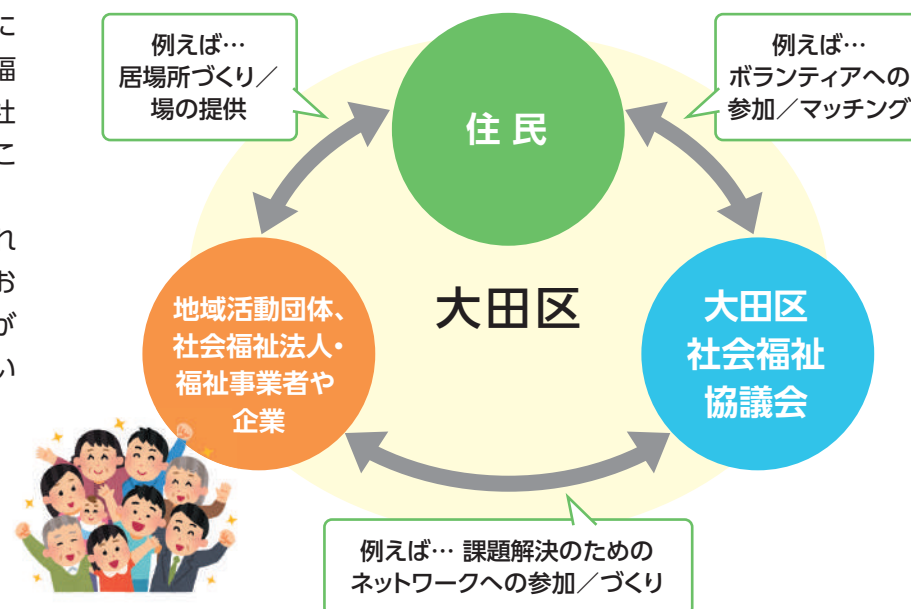
計画策定にあたって、各種動向や大田区地域福祉計画実態調査の結果、第6次大田区地域福祉活動計画までの取組に加えて、令和5(2023)年に実施した住民懇談会でのご意見をふまえて、地域の視点から次の4つの取り組むべき課題を整理しました。

- 課題1 日頃からの顔の見えるおつきあいを大切にしたい**
何かあったときに地域の中でささえあい、助けあえるよう、改めて顔の見える関係づくりやつながりづくりが求められています。
- 課題2 まちの中に自分らしくいられる場がほしい**
身近なところで、誰もが持っている力を活かして、自分らしくいられる場や集まりなどを増やす取組が求められています。
- 課題3 誰かのために力になりたい**
困りごとを解決できるよう、多様な主体が支えあうボランティア活動の展開や、相談しやすい場や人が求められています。
- 課題4 このまちで自分らしく暮らしたい**
住み慣れた地域で、誰もが自分らしく暮らせるよう、お互いを認め合い、理解し合える環境づくりや一人ひとりの権利を守る仕組みが求められています。

住民や地域の多様な団体と大田区社協の関わりあい

【住民、地域活動団体等、社協の関わりあい】

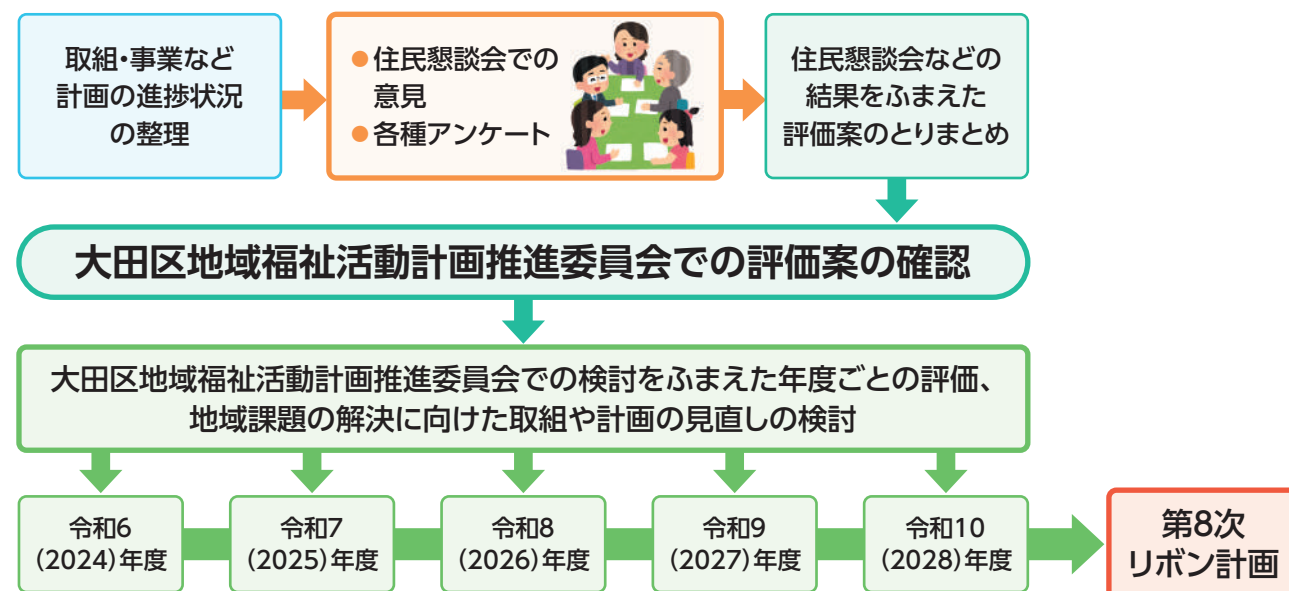
この計画では、「5年後の地域の姿」に向けて、「住民」「地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業」「大田区社協」の三者のそれぞれの立場「だからこそできること」の例を紹介しています。「だからこそできること」は、それぞれの立場の中で留まるものではなく、お互いのできることが関わりあい、つながりあい、そして広がりながら展開していきます。



計画の評価・進行管理

この計画の評価にあたっては、計画期間中、毎年度実施する住民懇談会の中で、参加者より意見をいただくほか、大田区社協が実施する各種事業でのアンケートの結果を活用します。また、住民懇談会での意見をふまえた計画の進行管理、地域課題の解決に向けた取組や計画の見直しの検討は、「大田区地域福祉活動計画推進委員会」にて行います。

【計画の評価と進行管理の流れ】



第7次大田区地域福祉活動計画【リボン計画】概要版
令和6(2024)年度～令和10(2028)年度
発行年月:令和6(2024)年3月 発行:社会福祉法人 大田区社会福祉協議会
〒144-0051 東京都大田区西蒲田7丁目49番2号
電話:03-3736-2021(代表) ホームページ:https://www.ota-shakyo.jp/

大田区社協
イメージ
キャラクター
あいちゃん



第7次 大田区地域福祉活動計画

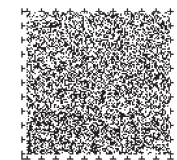
概要版

リボン計画 令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

みんなでつくる
共につながりあうまち



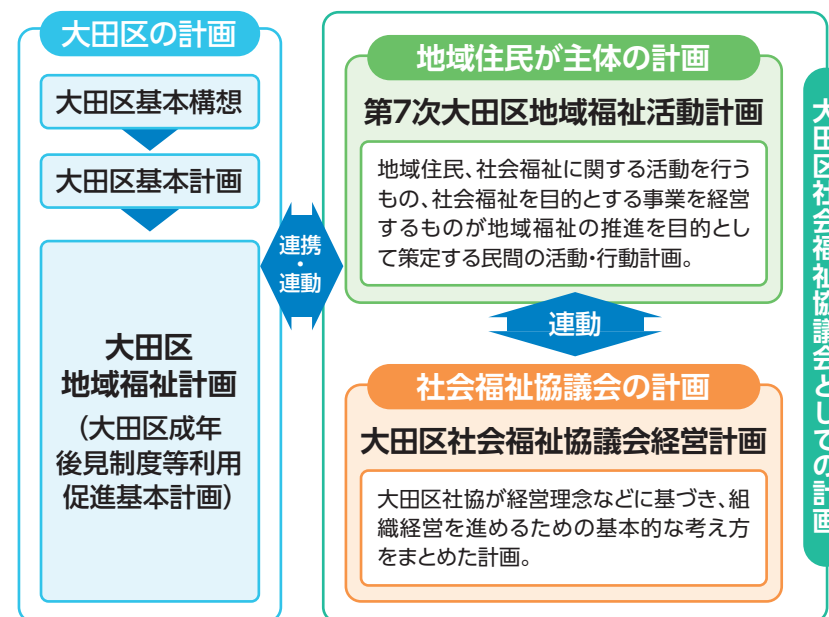
社会福祉法人 大田区社会福祉協議会



計画の位置付けと期間

【計画の位置付け図】

この計画は、大田区の地域福祉の推進を目的とした「住民が主体の活動・行動計画」です。計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間です。大田区が策定する「大田区地域福祉計画」と大田区社会福祉協議会(以下、大田区社協)が策定する「大田区社会福祉協議会経営計画」と連携・連動しながら進めます。



新たな社協の考え方と地域福祉活動計画に求められること

法制度などや全国社会福祉協議会の動向に加え、地域生活課題の変化を受けて、新たな社会福祉協議会の考え方と地域福祉活動計画に求められることをふまえながら計画を進めます。

住民の全員参加による活動計画

すべての住民が参加し、人間らしい尊厳が保持できること、住民の力を信じていくことを理念に、本計画が住民主体の地域を支える活動計画となることをめざします。

住民ニーズを起点とする活動計画

大田区社協は、今後、潜在的ニーズも含めた住民の福祉ニーズ把握や、それらをふまえた先駆的・開拓的なソーシャルアクションがますます必要になると考えます。地域福祉活動計画が、住民ニーズを起点としていくために、住民懇談会や地域でのプラットフォームの実施を通して、本計画の立案・推進・見直しをしていくことをめざします。

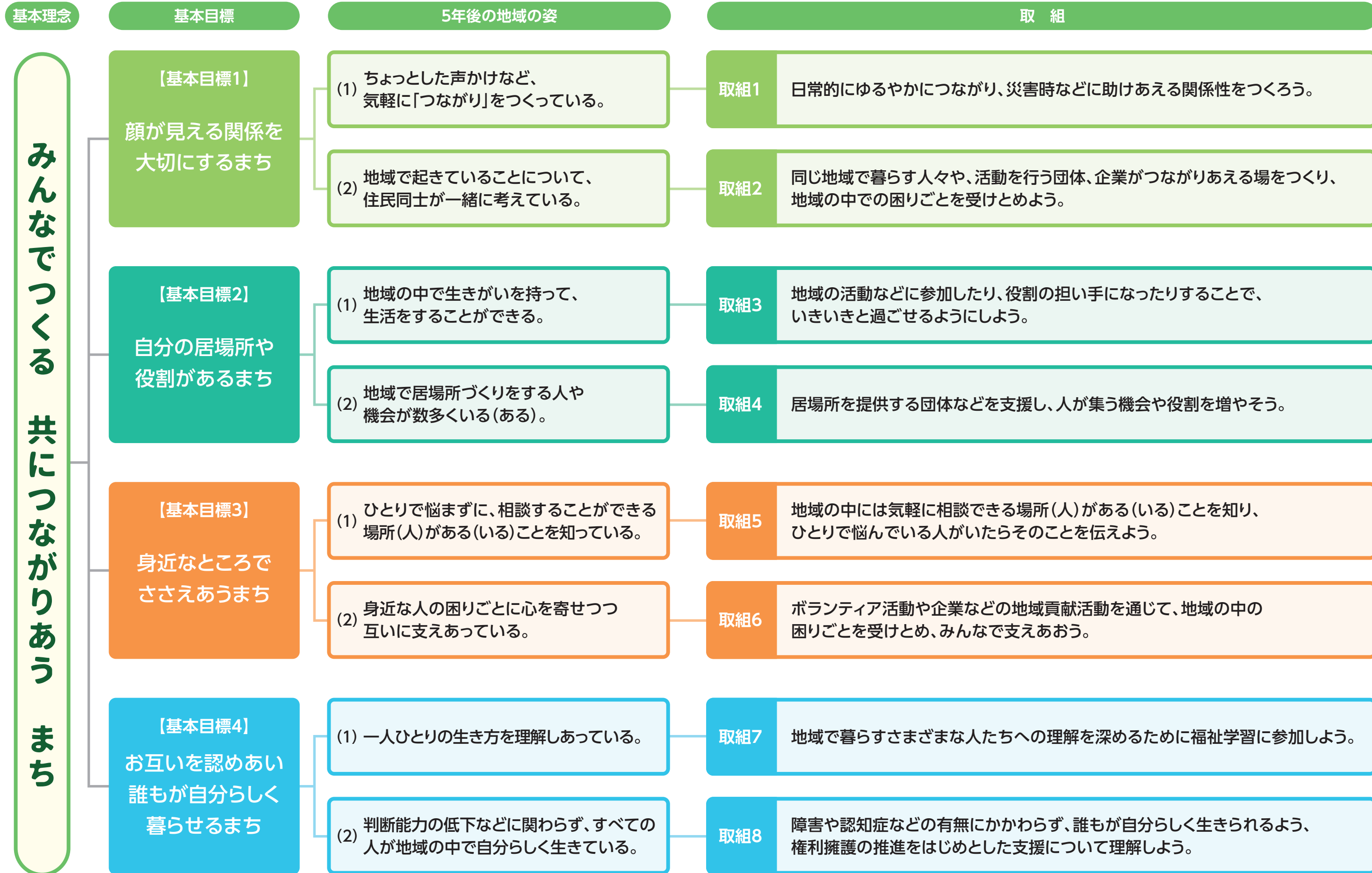
住民の福祉活動を支える活動計画

社協の実績と特性を生かし、地域福祉推進の中核を担うとともに、住民や地域の関係者との協働により、誰もが地域社会の一員として包摂されるよう、地域の福祉活動を発展させるための計画となることをめざします。

地域福祉計画と一体的に進める活動計画

大田区らしい地域共生社会の実現に向けて、大田区地域福祉計画と本計画が「車の両輪」となり、大田区の地域福祉をより充実していけるよう、大田区社協が積極的に発信、提言することをめざします。

第7次大田区地域福祉活動計画の体系図



5年後に向けてみんなと一緒にできること

以下は、8つの取組ごとの「住民」「地域活動団体、社会福祉法人・福祉事業者や企業」「大田区社協」の三者の立場「だからこそできること」の主な例です。

取組	立場	「だからこそできること」の主な例
1	住民	▶まずは身近な近所の人とのあいさつからお互いを知るようにします。 ▶自治会・町会の行事や地域の防災訓練に参加し、顔見知りの人を増やします。
	地域活動団体等	▶活動を多くの人に知ってもらい、つながりきっかけとなるコミュニティイベントを開催します。 ▶地域でのイベントの際に、場所や人材の提供などを通じて地域の一員として協力します。
	大田区社協	▶地域福祉コーディネーターが積極的に地域に出向き、人と人とのつながりを支援します。 ▶災害ボランティアに関する講座などを開催し、参加された方同士がつながる機会とします。
2	住民	▶地域の中にどんな人が住んでいて、どんな困りごとがあるのか関心を持つようにします。 ▶地域住民同士仲間になって、できることから取り組みます。
	地域活動団体等	▶地域の課題について関係団体や機関と共有し、解決の糸口を探します。 ▶大田区社会福祉法人協議会を軸とした各地域での公益的な取組を実施します。
	大田区社協	▶プラットフォームから生まれた新たな地域の取組を支援し、地域づくりにつなげます。 ▶地域の中の活動団体の情報を整理し、必要とする方へ情報提供するしくみを整えます。
3	住民	▶得意なことや興味のあることを整理し、地域の中でどんなことができそうか考えてみます。 ▶何をしたらいいか悩んだ時には大田区社協に相談し、ボランティア活動などの情報を得ます。
	地域活動団体等	▶「お試し活動体験」「活動見本市」など、気軽に活動に参加してもらえるプログラムを検討・実施します。 ▶ボランティアや担い手を地域に求めることで、ささえあいの機会づくりを行います。
	大田区社協	▶ボランティア活動や就労、地域活動などへの参加のきっかけを作り、活躍の場を広げます。 ▶活動の担い手を必要とする側と活動への参加を希望する側とのマッチングを行います。
4	住民	▶生きづらさや望まない孤独・孤立を抱えている人々を支える居場所もあることを理解します。 ▶思いを同じくする人と力をあわせて居場所づくりを実践します。
	地域活動団体等	▶居場所を運営している・いないに関わらず、互いに協力し、活動の輪を広げます。 ▶所有する建物の一室を居場所として無料で貸し出しするなど、活動を支援します。
	大田区社協	▶新たに居場所づくりに取り組みたい団体や個人からの相談に応じ、支援します。 ▶居場所の情報が必要な人に向けてさまざまな手段による情報発信を行います。

取組	立場	「だからこそできること」の主な例
5	住民	▶自分の暮らす地域の中に、どんな相談窓口があるのかを調べてみます。 ▶困っている人を見かけたら、声をかけます。
	地域活動団体等	▶地域の困りごとに対し、団体として、どんなことができるかを話しあってみます。 ▶日々の活動を通じて把握した困りごとについて、専門機関などにつなぎます。
	大田区社協	▶困りごとを抱えた人に対し、チームで支えていけるような体制づくりを行います。 ▶地域の人からの困りごとを受けとめ、専門機関などにつなげます。
6	住民	▶地域の中で、どんなボランティア活動があるのかを調べてみます。 ▶フードドライブや切手整理ボランティアなど、自分のできる活動から始めてみます。
	地域活動団体等	▶地域のイベントや区民活動フォーラムなどに参加し、他の地域活動団体と交流します。 ▶地域生活課題に対し、どのようなことができるかを考え、解決に向けた取組を始めてみます。
	大田区社協	▶地域のネットワークを生かしながら、解決に向けて取り組めるように調整します。 ▶ボランティア活動を行いたい人の相談に応じ、活動ができるように支援します。
7	住民	▶地域の障害・高齢・子どもなどのボランティア活動に参加してみます。 ▶福祉施設で開催されるおまつりに参加してみます。
	地域活動団体等	▶団体として実施している福祉学習のプログラムについて他団体と情報を共有します。 ▶地域に向けてできる福祉学習のプログラムなどについて話し合います。
	大田区社協	▶団体が実施している学習会などを広く周知し、多くの人が参加できるようにします。 ▶福祉学習の進め方やプログラムの内容などの相談に乗り、実施を支援します。
8	住民	▶自分自身の将来への備えについて考えてみます。 ▶おいじたく講演会や相談会など、地域のイベントに参加してみます。
	地域活動団体等	▶障害や病気に関する理解を深めるため、勉強会などを開催します。 ▶「権利擁護支援検討会議」に参加し、専門家のアドバイスを得ながら、利用者支援を行います。
	大田区社協	▶市民後見人や地域で意思決定支援に携われる人材の育成や支援に取り組みます。 ▶成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知啓発を行い、制度利用の相談支援を行います。